平成27年度第5回東久留米市子ども・子育て会議会(全文筆記)

開催日時

平成 27 年 9 月 15 日 (火) 午後 7 時 00 分~ 8 時 55 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委 員 菅原良次委員 斎藤利之委員 坂入真由美委員 武田和也委員 山岡つかさ委員 新倉南委員 野村明洋委員 金澤羊子委員 白石京子委員 富永大優委員 向山晴子委員 柘植宏実委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長 子育て支援課長 子育て支援課主幹 児童青少年課長 健康課長 子ども政策担当主査

会議の議題

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委嘱書の交付
- 4 委員自己紹介·事務局紹介
- 5 会長・副会長の互選
- 6 市長諮問
- 7 子ども・子育て会議について
- 8 特定教育・保育施設の利用定員について
- 9 東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)進捗状況報告
- 10 その他
- 11 閉会

1 開会

・子育て支援課主幹

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。 定刻前ではございますが、皆さんおそろいでいらっしゃいますので、ただいまより平 成27年度第5回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

私、本日、会長が決定するまでの間、進行役を務めます、子ども家庭部子育て支援 課主幹の切刀と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、着座にて 進行させていただきます。

本日は、委員の半数以上の方、全員が出席されておりますので、東久留米市子ども・ 子育て会議条例第6条の規定により、会議は成立しております。

また、本会議におきましては、会議録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。会議録につきましては全文筆記とし、発言者の名前については「会長」「副会長」は役職名、事務局は「事務局」、各委員は、個人名を記さず「委員」という形で表記をさせていただきます。

会議録は、作成次第、各委員にお送りいたしまして、内容のご確認をお願いすることになりますので、よろしくお願いをいたします。今後の会議におきましても同様とさせていただきたいと思っております。

それでは、お手元の次第に基づき、会議を進めさせていただきます。

2 市長挨拶

・子育て支援課主幹

次第2「市長挨拶」でございます。市長より皆様にご挨拶申し上げます。お願いします。

市長

それでは皆さん、改めましてこんばんは。ただいま紹介いただきました市長の並木でございます。皆様におかれましては、大変お忙しい中、また夜分にもかかわらず、平成27年度第5回東久留米市子ども・子育て会議にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本会議は子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき設置された合議制の機関でございます。これまでの会議では、東久留米市子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方に関することなどについて諮問させていただき、委員の皆様の慎重な審議を経て取りまとめられた答申をいただいてまいりました。

皆様におかれましては、学識経験者の方々を初め、保育園、学童保育所や幼稚園を利用するお子様の保護者の方々、また認可保育所、幼稚園、家庭的保育施設を運営されている方々、そして、子ども・子育て支援にかかわる行政機関の職員と公募による市民の方々に、2年間という長時間にわたって委員をお願いしてまいることになります。ご就任いただきますことに、この場を借りて心から御礼を申し上げます。今後は皆様に、子ども・子育て支援に係るさまざまな重要な案件についてご審議いただくことになりますが、それぞれのお立場から、そして、今までのご経験や知識に基づき闊達なご議論、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、冒頭のご挨拶をさせていただきます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

3 委嘱書の交付

・子育て支援課主幹

ありがとうございました。それでは、続きまして、次第3「委嘱書の交付」でございます。市長より東久留米市子ども・子育て会議委員の委嘱を行います。委員の任期につきましては、東久留米市子ども・子育て会議条例により2年と定められております。前任の委員の任期が平成25年8月28日から平成27年8月27日まででございましたので、今、この場にいらっしゃいます皆様は平成27年8月28日から平成29年8月27日までの2年間が任期となります。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、前へお進みいただきまして、市長より 委嘱書をお受け取りください。

【委嘱書の交付】

4 委員自己紹介・事務局紹介

・子育て支援課主幹

続きまして、次第4「委員自己紹介・事務局紹介」でございます。

まず、ただいま市長より委嘱させていただきました委員の皆様より自己紹介とご挨拶をいただきたいと思います。坂入委員を初めに、時計回りでお願いしたいと存じます。それでは坂入委員、よろしくお願いします。

• 坂入委員

こんばんは。坂入真由美と言います。現在、東久留米市保育所父母の会連合会の副代表を務めさせていただいています。私自身は公設民営園ひばり保育園の父母でして、子ども4人いるんですけど、下の子2人が今現在、保育園に通っています。全然勉強不足で「ここで何か発言できるかなあ」と思いながら来てはいるんですが、連合会のほうに話に持っていって、そちらのほうからも声を届けられたらいいなというふうに思っています。2年間よろしくお願いします。

• 武田委員

こんばんは。この7月までは保育園の保護者代表で出ていましたが、今度はくらがえをしまして、学童保育の側の担当として出てきました。よろしくお願いします。前のときにも自己紹介で挨拶させていただきましたが、小学校2年生になる娘が学童に通っていまして、上の息子が今、もう中学3年になるんですけども、この息子が、保育園にいたときからいろいろ、市の社会福祉審議会とか、そういったものに出させていただいて、いろいろ意見を述べたりしてきました。こういった機会を与えてくれる東久留米市もとてもすごいなと思っていまして、東久留米市の子育てのためにも、ひ

とついろいろ意見をもらいながらも、一緒につくり上げていけたらいいなと思っています。どうぞよろしくお願いします。

· 山岡委員

こんばんは。初めまして、山岡つかさと申します。今回は、新倉園長先生のほうから声をかけていただいて、初めてこの会があることも知ったぐらいなんですけれども、一応、幼稚園の保護者代表という形でここに座らせてもらっております。私は子どもが2人いまして、お兄ちゃんが小学校2年生、下が今、神山幼稚園でお世話になっているんですけれども、私は昔、幼稚園で働いていたことがあって、あと、少しではあるんですけど、学童のほうでも少し働かせていただいた経験を生かして何かお役に立てればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

• 新倉委員

こんばんは。私、神山幼稚園の新倉と申します。前回に引き続き、武田さんとご一緒に、そして以前、次世代育成のときも武田さんとご一緒だったかなという感じなんですが、皆さん、ご自分のお子さんの年齢とかをお話しして、私は山岡さんと同級生の長男がいるような状況でおります。ただ今度、孫のほうは一時保育で大変お世話になっているかなという感じなんですが、同じ市内で、いろんな立場というのがそれぞれあると思うんですね。市役所の方々もそれぞれご家庭があって、いろんなところでお世話になったりとか、そういうようないろんな方の立場を考えながら、東久留米の子育て環境というのがぜひともよくなるように、みんなで知恵を出してやっていけたらなと思います。

余りここら辺から出ないんですが、8月中にちょっと研修会とかで西武線に乗ったとき、清瀬市の子育て支援のひまわりのポスターをごらんになりましたでしょうか。 子育て支援は清瀬市が充実していると、すごく書いてあって、もう立ちはだかって読んでしまったんですが、東久留米市はそういうパフォーマンスではなく、実際、子育てをするにはいい町と思っていただけるように、よろしくお願いいたします。

• 野村委員

上の原さくら保育園の園長をしております野村と申します。平成元年から隣の東村山市のほうで肢体不自由児の通園施設の指導員からスタートしまして、その後、保育園のほうに移って 25 年、東村山のほうで子どもたちにかかわる仕事をさせていただきました。ご縁があって、昨年4月に異動でこちらのほうに参りましたけども、何分、まだ1年ちょっとしか時間がたっておりません。そうした中ですので、私も一生懸命、東久留米の子育てのことに関しまして、これまで以上に勉強をさせていただきながら、少しでもお役に立てればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

金澤委員

こんばんは。金澤羊子と申します。市内で家庭的保育事業、以前は保育ママという 名前で言われるとぴんとくる方もいらっしゃるかと思うんですけれども、今年度4月 から認可保育施設ということで、保育園と並んで、いろいろなところで、保育の内容の充実であるとか、施設の充実だったり、まだまだこれから勉強をしていかなければいけない立場でありますけれども、子どもと長い間離れずに今まで、自分の子どもを含めかかわってきて、継続してかかわっておりますので、現場の声ということであれば、少しでも参考にしていただける部分があるかとは思いますので、その辺で、何か力になればとは思っております。よろしくお願いいたします。

• 白石委員

文教大学の白石です。どうぞよろしくお願いします。幼稚園、保育園、そして子育て支援事業と、あと療育関係で、心理職として仕事をさせていただいています。個人的にはことし、もう来月に孫が生まれるということで、また、ある意味で、こういうことにかかわらせていただいて本当にありがたいと思っております。前年度に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

• 菅原委員

文京区で園長をやっております菅原と申します。私自身も自分の保育園を、もう38年間ですか、経営と園長という立場でやっておりますけれども、経験が長いだけで、必ずしも十分まだ、いろいろなことをまだまだ勉強しなきゃいかんという立場におります。前回に引き続き、東久留米市の委員に任命されたということで、これからまた2年間という任期がございますけれども、私なりに、私の経験なりいろんなことをこの中で生かしていければよろしいかなと思っているところです。改めてよろしくお願いしたいと思います。

富永委員

東久留米市教育委員会で統括指導主事をしております富永と申します。よろしくお願いいたします。市内小・中学校合わせて20校ございます。その小・中学校、義務教育課程を教育委員会としては管轄しております。そういった立場から、何かお話できることがあればお話しさせていただけたらなと思います。私も個人的には、子どものほうが今、保育園と小学生おります。そういった視点からも何か話ができるのかなというふうには思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

・向山委員

こんばんは。東京都の多摩小平保健所の所長をしております向山と申します。今回、子育ての会議ということで、実は、よく考えてみますと、保健所で、市のほうにお呼びいただく会議というのは、最近、圧倒的に高齢者の会議が多いなというふうに感じておりましたが、母子保健というのは、児童福祉といういろんな歴史もあるんですけども、やはり、人の健康の出発点ということもございますし、私も個人的にも、もともと精神科医であったということもあって、虐待による予防のグループなども、NPOを通じて8年ぐらいかかわっております。

その中で、障害があったり、しかもいろいろ課題はあっても、やはり適切なサポー

トをしていく。きちんとSOSを出してもいいんだということが子どもたちに伝わっていく、そういう場面をたくさん、地域の中に準備していきたいと思ってございます。 ぜひ皆様と一緒に、本当に東久留米で「この地に生まれてよかった」というお子さんがふえていくように考えていきたいと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

斎藤委員

皆さん、こんばんは。斎藤と申します。一般公募で前回に引き続き、皆様とご議論させていただくことを大変楽しみにしております。仕事は最近、何かと話題に上っております独立行政法人日本スポーツ振興センターというところに勤めておりまして、ばたばたとしておりますが、前職は大学の教員をやっておりまして、専門が学校保健、それから国際保健、並びに障害者ということで、今の仕事に関しましては、パラリンピックのサポート支援ということで、それこそ明日から、朝、エクアドルに行くということで、来年のリオに向けて今、頑張っているところでございますが、私、個人的には、大学の教員をしていたときに学校保健ということで、子どもたちの、児童・生徒の健康管理等々については、専門的にやっていた観点から、また、何か皆さんと一緒に共有して発信できればいいなというふうに思っています。子どもは5歳と3歳の子がおります。よろしくお願いします。

柘植委員

柘植宏実と申します。よろしくお願いいたします。私も2年間の任期を経て、また、引き続きさせていただくことになりました。もともと、この公募をしましたきっかけというのは、企業に、学校を卒業した後ずっと二十数年間働いておりますけれども、女性が約7割の会社だったものですから、いろいろな制度をつくってきたというような企業、制度というのは、子育てについても、出産から始まり育児とか育児時間ですとか、いろんな制度をつくってきた会社であることから、何か力になれることがあるんじゃないかなと思い、一昨年応募をしました。2年間、いろいろ今後の方針とかを決めた上、今後実施していくことに関してどういうことをやっていけばいいかというところで、また、自分も勉強しつつなんですけれども、上は21歳、下が高校3年生の子ども、子育て経験もございますので、何か皆さんのご意見を聞きながら、私も力になれればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

・子育て支援課主幹

皆様の自己紹介ありがとうございます。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。子ども家庭部長の西川です。

・子ども家庭部長

皆さん、改めましてこんばんは。部長をしております西川と申します。改めましてこの会議、皆様と一緒に、いろいろなご意見をいただきながら進めてまいれればなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

・子育て支援課主幹

子ども家庭部児童青少年課長の相川です。

· 児童青少年課長

児童青少年課長の相川です。私のほうは学童のほうを担当しております。また、これからよろしくお願いいたします。

・子育て支援課主幹

子ども家庭部子育て支援課長の長澤です。

・子育て支援課長

皆さん、こんばんは。子育て支援課長をしております長澤です。子育て支援課のほうでは、保育園と幼稚園の全般の事務を所掌してございます。今後2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

・子育て支援課主幹

福祉保健部健康課長、原田です。

• 健康課長

健康課長の原田と申します。子ども家庭部ではないんですけれども、健康課といったところで、赤ちゃん、妊婦さんから、ご高齢の方までといった、一般市民の方の健康管理としての事業を行っております。母子保健といったところで参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

・子育て支援課主幹

子ども家庭部児童青少年課児童青少年係長、木村です。

· 児童青少年係長

児童青少年係長の木村です。よろしくお願いいたします。

・子育て支援課主幹

同子育て支援課保育・幼稚園係長、栗岡です。

· 保育 · 幼稚園係長

こんばんは。保育・幼稚園係長をしています栗岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

・子育て支援課主幹

同施設給付係長、田口です。

• 施設給付係長

同じく、子育て支援課で施設給付係長をしております田口と申します。よろしくお 願いいたします。

・子育て支援課主幹 同子ども政策担当主査、伊藤です。

・子ども政策担当主査

子ども政策担当主査をしております伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

・子育て支援課主幹 同主事、鈴木です。

・子ども政策担当主事

子ども政策担当の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

・子育て支援課主幹

また、事務局の庶務につきましては、子育て支援課の職員が中心となって行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

5 会長・副会長の互選

・子育て支援課主幹

続きまして、次第に移りまして、次第の5「会長・副会長の互選」です。東久留米市子ども・子育て会議条例第5条によりまして、会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選することとなっております。

まず、会長について、自薦他薦ありましたら、挙手をお願いいたします。では、斎藤委員、お願いします。

• 斎藤委員

豊富な知識や経験、それから、何よりも前回のこれまでの会議の経過等を熟知して おります菅原委員に、引き続き会長職の任についていただきたいなというふうに思っ ております。

・子育て支援課主幹

ほかにいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

ただいま、斎藤委員より菅原委員を会長にとのご推薦がありました。皆様、ご異議等はありませんでしょうか。

それでは、皆様にご承認いただいたということで、菅原委員に会長をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

次に、副会長について、同じく自薦他薦がありましたら、挙手にてお願いいたしま す。では、菅原委員、お願いします。

• 菅原委員

私のほうから、副会長についての推薦を申し上げたいと思います。できれば、斎藤委員に、前回から引き続いて委員にもなりましたし、また、斎藤委員は地方版総合戦略策定の推進にかかわる、東久留米市のまち・ひと・しごと創生推進懇談会の委員としても就任されております。また、平成25年から、先ほど申しましたように、本会議の委員も経験されておりますし、大変、スポーツ関係、障害者関係含めて見識が高く、いろんな委員会の中でも貴重な役割を果たしていただけるんじゃないかと思っておりますので、私のほうから、斎藤委員にお願いしたいというふうに推薦を申し上げたいと思います。

以上でございます。

・子育て支援課主幹

ほかにいらっしゃいますでしょうか。

それでは、ただいま菅原委員より、斎藤委員を副会長にとのご推薦がありました。 皆様、ご異議等はありますでしょうか。

ありませんね。それでは、皆様にご承認いただいたということで、斎藤委員に副会 長をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは菅原委員、それから斎藤委員、席を会長、副会長の席にお移りいただくようにお願いいたします。

それでは、会長、副会長が決まりましたので、ここで菅原会長、それから斎藤副会 長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

• 菅原会長

改めて皆さん、こんばんは。私のような者がまた、委員長ということですけれども、 頼りない委員長でございますが、委員会の役割と市が考えていることを、そこをちょ っと申し上げて、私の就任の挨拶とさせていただきたいと思います。

この委員会は、やはり市長よりこれから諮問を受けると思いますけれども、諮問について、我々として真剣に意見交換をさせていただきたいということと、それから、そのことに、諮問に対する答申を最終的にはまとめていく責任があると思っております。

答申をまとめるに当たっては、私の考えとしては、やはり事務局の方と、それから 我々と十分意見をすり合わせながら、市民の目線、市民の立場で、子育て支援がより 東久留米市の政策として前進することに、私たちとしては努力してまいりたいと思っ ておりますのでお願いしたいと思います。以上でございます。

・子育て支援課主幹

それでは、斎藤副会長、よろしくお願いします。

· 斎藤副会長

改めまして、こんばんは。よろしくお願いします。

私は1点だけです。9時に終われるように頑張りましょう。そのためにも、先ほど ○○委員のほうからお話がありましたように、それぞれの立場を尊重してというとこ ろがポイントになると思いますので、皆さんの置かれている立場を尊重しつつ、いい 方向に進めていけるように会長を補佐していきたいというふうに思っておりますので、 よろしくお願いいたします。

・子育て支援課主幹

ありがとうございます。

6 市長諮問

• 事務局

それでは、次第6「市長諮問」、こちらに移らせていただきます。市長より、東久留 米市子ども・子育て会議条例第3条に基づきまして、東久留米市子ども・子育て会議 に諮問をいたします。よろしくお願いをいたします。

• 市長

「東久留米市子ども・子育て会議会長殿。東久留米市長、並木克己。諮問書。子ども・子育て支援法及び東久留米市子ども・子育て会議条例に基づき、下記の事項について意見を求めます。記。1.子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定について。2.子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定について。」

• 事務局

ただいま、市長より会長にお渡ししました諮問書の写し、こちらは、これから事務局より各委員の皆様にご配付いたします。なお、市長はこの後も他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

・市長

では皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

• 事務局

それでは、これから議事進行を会長に引き継ぎをいたします。会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、これから会議を進めてまいりたいと思います。まず最初に、傍聴の方がいらっしゃると思いますけど、それでは、席に着くようお願いします。

よろしいですか。これから会議を始めさせていただきたいと思います。事務局のほうから、きょうの資料等についてご説明をお願いします。

• 事務局

では、配付資料について確認させていただきます。事前に配付いたしました資料は 4点となります。

まず、資料1「東久留米市子ども・子育て会議委員名簿」でございます。

次に、資料2「東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準」でございます。

次に、資料3「東久留米市子ども・子育て会議 これまでの議事内容」でございます。

次に、資料 4「東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)《平成 26 年度進捗状況》」 でございます。

なお、本日の会議につきましては事前配付資料のみとなっておりまして、本日、改めて配付する資料はございません。

配付資料の確認につきましては、以上でございます。

• 会長

それでは、今の配付資料等についてご説明がございましたけれども、お手元に今の 資料がございますか。

7 子ども・子育て会議について

会長

それでは、資料を具体的に事務局のほうからご説明をいたします。

• 事務局

それでは、次第の7「子ども・子育て会議について」に移ります。私より内容のご 説明をさせていただきます。

本日は、現在の委員構成による最初の会議となりますので、本会議の概要について、 少々ご説明をさせていただきます。お手元に資料1、資料2、資料3及びこちらの「東 久留米市子ども・子育て支援事業計画」、こちらをご用意いただけますでしょうか。

それではまず、こちらの東久留米市子ども・子育て支援事業計画の 89 ページの東久留米市子ども・子育て会議条例をごらんいただけますでしょうか。

本会議は、この条例の第 1 条にありますとおり、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 25 年 8 月に設置された合議制の機関でございます。 その設置目的は、条例第 3 条の(1)から(5)に掲げる事項を処理することでございます。

先ほど、皆様には本会議の委員として委嘱をさせていただきましたが、第4条の第 1項にありますとおり、本会議は、市長が任命する委員をもって組織され、子ども・ 子育て支援にかかわるさまざまな方々にお集まりいただいているところです。委員の 皆様の名簿につきましては、資料1を作成させていただきましたので、ご参照のほど お願いいたします。

また、資料2「東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準」、こちらにつきましては、委員の要件の特例や、傍聴の手続などが定められておりますので、条例とあわせ、これらに基づきまして、東久留米市子ども・子育て会議が開催、運営されていくこととなっております。これまでの議事内容については資料3、こちらにまとめられております。そちらをごらんください。

平成25年8月にこの会議が発足しましてから、本年7月まで、合計21回の会議が開催され、委員の皆様からさまざまな御意見をいただき、資料にございますように、東久留米市子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方につきまして審議を行っていただいたところです。

なお、市長への答申、こちらにつきましては、前回の会議までに全5回行っており、 その内容は東久留米市子ども・子育て支援事業計画について、特定教育保育施設及び 特定地域型保育事業の利用定員の設定について、子ども・子育て支援新制度における 利用者負担の適正なあり方についてなどでございます。

また、今後のスケジュールや議題などにつきましては、別途伝えさせていただきた いと考えております。

以上で、次第の7の子ども・子育て会議についてのご説明とさせていただきます。

• 会長

それでは、次第の7について、事務局のほうから詳細に説明がありましたが、何か ご質問、ご意見ございますか。

委員

大変細かいことで申しわけないんですけれども、今回、8月までは前の任期の方が委員としてやってきて、半分の方が残っていらっしゃる。ちょっと半分、心強い部分もあるんですけども、今回新しいメンバーで、また任期でやっているわけですけども、それでも27年度第5回なんですか。僕の認識では第1回なのかなと思ってたんですけども。ちょっと細かいことで申しわけないんですけど。

• 事務局

この子ども・子育て会議の回数の整理の仕方につきましては、年度を通した回数で これまでやってきておりましたので、任期とそれを合わせるというような流れではな く、年度中に何回開催したか、そのような回数のカウントをさせていただいていると ころです。

委員

わかりました。

会長

そのほかに何か、ご質問かご意見ございますか。きょうは第1回目ですので、ちょっと皆さん緊張していると思いますけど、どうぞご遠慮なく、何かございましたら、ご発言お願いします。○○委員。

委員

半分の方が残って、半分の方が勉強しながら2年間の委員としての仕事をという自己紹介をされていたと思うんですが、前回の2年間は、議事内容を見ると非常にボリュームのある、1カ月に1回は定期的にやっていたりという形になっていたんですが、今回は、例えば、平成27年度、今回1回目で、2回目、3回目、つまり5回目、6回目、7回目という、前期と合わせて、年間3回ぐらいというふうにお伺いをしているんですが、もっとやるんでしょうか、この子育て会議というのを。何となく、そういうふうにお伺いをしていた気がするんですが、そこら辺が、過去の資料だけ出てきて、今後のことが出てこないというのと、今回は利用定員についてということになってますが、利用定員は一応、前回まで決めてあるのはこの事業計画に書かれているんですが、これを変えるという意味で、今回の議題の8に上ったんでしょうか。

実際ね、ここに書かれている、事業計画に書かれている利用定員、3月末かなんかに、何ページでしたっけ。変わりましたよね。28 ページの平成27年の特定教育・保育施設の中の1号認定233と、2号認定の幼児期の教育の利用希望が強い78というのが、さらっと紙で1枚、定員が変わりましたというお知らせだけいただいているんですね。これが訂正のないまま、新しい委員の方に配られているので、そこら辺についても、きちんとしてから、新たに、また利用定員について考えましょうというふうに進めていただかないと、ちょっとなかなか厳しいかなあと思います。子育て支援課長さんが保育課長さんだったときに、この平成27年の1号と2号の利用定員についての訂正が入ったと思いますので、そこをちょっと皆さんにご説明いただいて。

会長

よろしいですか。では事務局のほう、お願いします。

• 事務局

ただいま、○○委員から幾つかご質問いただきまして、まず1つ目の今後のスケジュールというところでございます。

先ほどご説明させていただきましたが、後ほど、次回の日程等も含めお伺いすることと、また、これまで皆様にご依頼のときにも、書かせていただいた部分もあるかと思いますが、今年度につきましては、概ね月1回というのが、これまでどおりという中で、また、来年度につきましては、これも予算の関係ございますので、確実なところは申し上げられない部分もございますが、他の自治体の事例からしましても、通常の子ども・子育て支援事業計画の点検・評価の件であったり、先ほどお話ございました利用定員につきましては、後ほど、その議題の説明はいたしますけれども、随時行う必要があるもの等がございますので、そういったことから考えますと、2カ月に1

回とか3カ月に1回とか、このタイミングでまだ明言はできませんけれども、そういうことが想定されると考えております。

委員

28年度は。

• 事務局

そうです。通常はということです。

委員

月に1回というのはこの9月から来年の3月までは、基本、月に1回という。

• 事務局

そのような当初の予定はございます。ただ、実際は、議題につきまして、それぞれ 今後の予定、スケジュールという案をお示しする中で、またそこも、必ず月1回やる かどうかというのも、前年度からもそうでありましたように、ある程度、柔軟性を持 って行いたいとは考えておるところです。まず1点目がそちらです。

あと、2点目の利用定員につきましては、先ほどちょっと触れさせていただきましたとおり、後ほどそのご説明が入りますので、それをお待ちいただきたいと思います。 あと、3点目の利用定員の訂正というところです。

委員

その事業計画に記されているものというのは、年度末、ことしの3月ごろに特定教育・保育施設の1号認定233と教育の利用希望が強い2号認定78というのを、この数字に訂正が入ったと思うんですが、紙で1枚で。

会長

それではお願いします。

• 事務局

まず1点目の27年4月27日にまえさわ幼稚園の定員について、当初、利用定員1号が233、利用定員2号が78の合計311名だったのが、変更後として、利用定員1号が279、2号が110名、合計の389名に変更をお認めいただいたといった経緯がございます。これにつきましては、この4月から制度が創設されました子ども・子育て支援新制度の利用定員の考え方がなかなか出てこない中で、東久留米こども園としては、利用定員を保護者の方々に周知してかなくちゃいけないといったことで、当初については、先ほど言った変更前の311名といったものを提示してきました。一方、この利用定員につきましては、東京都の協議が必要なものでございまして、東京都の協議自体が年度末差し迫って、いろいろなことが情報として出てきた中で、最終的には、変更後の389名に変えるような技術的助言というんですかね、そういったことがあった

経緯を踏まえまして、4月27日に利用定員変更といった形で子ども・子育て会議のほうに付議させていただいたものでございます。

2点目の質問の、この変更したものがこの計画にどう反映するのかといったご質問だと思うんですけど。

委員

今年度からなんですね。

• 事務局

今年度、27年度からなんですけど、ここにつきましては、従前から事務局のほうからもご説明させていただきましたが、適当な時期をもって、ローリングというんですかね、そういったことも行う必要性があるのかなと考えております。そういった中で勘案していく事項ではないのかなと、今のところ、事務局としては思っておりまして、現時点におきましては、すぐに27年度のこれを修正する予定はないといった考えでございます。

以上です。

会長

○○委員、どうぞ。

委員

ですから今、新しい方にもこの資料が配られたので、この資料をおうちにもお持ち帰りになれば、数字の修正がないまま頭に入ってしまうと思いますので、まずは、会議の一番最初に既に数字が変わっているということで、ぜひとも皆さんに周知していただきたいと思って内容を聞きましたので、もう 27 年度から 279 と 110 で 389 になっているということで了解してよろしいですね。はい、ありがとうございます。

会長

よろしいですか。それでは、ほかに何かございますか。

委員

先ほどの事務局の説明では、今後の計画、このやり方については別途提案しますと おっしゃっていましたね、今後の。

事務局

その他の最後のほうでさせていただきたいと考えております。

委員

きょうはそれは、この後出てくるということではなくて。

• 事務局

まず、これまでもそうだったんですが、次回の会議の日程とか審議内容をここで諮りながら、何日か候補を上げさせていただいて、決めさせていただいてる経緯がありました。そういう意味で、今回、私どものほうでそれを後ほどお話するのでということで、先ほどは説明させていただいたところです。

委員

わかりました。この8月までの2年間というのは、ある意味、やはり事前に2年間やることというのは、見通しがあったわけですよね。国の制度が変わるということで、1年目というのは事業計画を立てなければいけない。2年目ではまた、それをどういうふうに確保するか。これがある程度わかっていたわけじゃないですか。1年目、2年目でやることが。

今回、また2年間というスパンの中で、では2年間、今の諮問書のこれだけでやるわけじゃないわけですかね。だから、そういった意味で、また、どういった内容のことをこの2年間でやっていくのか。そういった見通しというのが、僕らも委員としてかかわる中で。反対に僕ら、どういうことを例えば、僕で言えば、学童の保護者の方に聞いてくる。あるいは、意見の集まる保育園連合会とかも、幼稚園のほうもそうだと思うんですけども、そういう部分もある。また、僕らも皆さんに「こういった形でやりますよ」というのをお伝えしながら皆さんの声を聞いてくることも、大体、それが僕らの役割だと思ってますので、そういった部分を、今度であるならば今度でいいので、そういったことを明確にしていただけると、僕らも参加しやすいかなと思うのが一つと。

あともう一つ、今、市議会のほうで、保育料のほうと学童保育利用料のほう、答申をもとにして変えていかれると思いますが、やはり、前回の子育て支援事業計画のところでは、例えば学童が、例えば6年生まで広がりました。ただ、これは前の会議のときも発言させていただいたんですが、このときもたしか、予算は前の予算のままでできるのかどうかとか、そういった部分は、そういう深い部分がないまま、この事業計画ができ上がっていって、例えばこの後、制度が変わるからということで、初めは保育園関係の1号認定とか2号認定の、そちらのほうの保育料の見直しをしました。このあたりは、また市長から諮問をいただいて、当時はねじれの解消とかありましたから、学童保育利用料のほうも、事務局のほうからすると、「制度に合わせて変えたものだから、値上げとは思ってはいない」ということですけども、実質的には、我々としては値上げと変わらないわけです。

そういった部分で今回、保育料と学童保育料、変わりました。それと予算も変わってきました。市のほうに入る、収入の部分のお金とか変わってきましたね。そういう部分で、では実際、今の保育料、学童保育料がこの金額になりました。大体年間でどのくらいの予算が来ますよ。あと、市の予算だとこういうものがありますよ。そういった中で、こういった今後の事業が、どういうふうに展開していこうと思っているか。そういった部分も今後の中でわかりやすいように、説明なり状況報告をいただくと、また僕らも、例えば、こういう形の保育料とか、学童保育料が使われているんだとか、

こういう部分で市の財政事情が厳しいんだとか、またこの、ただ計画等が進んでいるかだけではなくて、そういった部分について、僕らも市税も払ってますし、また、いろいろな部分で、理解する上で大事じゃないかと思いますので、そういった機会も、ちょっとこの2年間の中で入れていただきたいなと思います。

・会長

その点、いかがですか。事務局のほう、お願いします。

• 事務局

まず1点目のスケジュールの件でございますが、これも〇〇委員おっしゃるとおり、私どもも、なるだけわかる範囲ですけれども、スケジュールは出していくように努めてまいりたいと思います。また、それに関連しまして、平成25年8月にこの会議が立ち上がりまして、先ほどおっしゃられた27年の7月まで、この時期というのは、ここでご審議いただくことが非常に詰まっていた2年間でありました。もともと、子ども・子育て支援事業計画の策定が子育て支援新制度の関係で、法律上、各自治体がつくっていくということが定められる中、ニーズ調査から始まりまして、それぞれの事業にかかわる量の見込みの算出や、提供体制の確保の内容、この事業計画そのものについて、多くの審議事項があったという中です。

また、先ほど触れられましたけれども、新制度に移るときに、新制度に対応するための保育料のご審議もいただきまして、またさらには、その後に、利用者負担の適正なあり方ということで、保育料、学童保育所費、こちらの件も審議いただいたということで、非常に内容が詰まっていた時期であったというのは間違いないと思います。

今後は、先ほどもちょっと触れましたけれども、通常のペース、こういった制度改正と、また法律改正等がない中におきましては、25年の8月からの前期の任期の間のような詰まったスケジュール、こういったものにはなりにくいのかなとは考えているところです。また、それにつきましては、それだからこそ、決まっている議題というのが、前回の任期のように、長いスパンでお示しできないこともあるかと思いますけれども、そこは先ほど申しましたように、事務局のほうで、可能な限り、スケジュールということでお示しはさせていただきたいとは思っているところです。

あと、2点目の保育料、学童保育料の件ですね。これも後ほどご説明をと思っておりましたが、ちょっと先に一点、ご説明させていただきたいと思いますのは、これまでの前期のこの会議で答申いただきました利用者負担の適正なあり方、こちらについて、答申を7月27日にいただいたところです。これをもって、市としましても、今、9月議会が行われている最中でございますが、こちらのほうに、答申を尊重した中での議案というものを提案させていただいている最中でございます。この9月議会は、あさっての17日が今のところは最終日の予定ですので、そこを目途に議決の予定がされているところではございますが、それは後ほど確定した段階で、委員の皆様にはお知らせ等はさせていただきたいと思っているところです。

• 事務局

保育料、学童保育料の利用者負担の適正なあり方、こちらをご議論いただいたときにも出ていたことだと思うんですけど、値上げ分をどういった事業に生かしていくのか。そういったことについても、子ども・子育て会議で今後話し合っていくべきではないかというご趣旨だったのかなと理解しました。

学童保育料また認可保育所等の保育料の利用者負担の適正なあり方につきましては、 諮問事項のときにも市長からもありましたけど、今現在、保育園の保育料については、 国基準保育料に対して約半分程度であって、残り半分程度に対しては一般財源を投入 している現実があります。また、これまで5年間、待機児童解消策進めてきた中で、 施設整備費的な一時的な補助また経常経費的な運営費補助を、一財を一定程度投入し て行っている事情もございます。

そういった中、保育料の利用者負担の適正なあり方を検討いただくにあたり、現下の厳しい財政状況下では値上げせざるを得ないといった背景についても、ご説明させていただいたかなといった記憶がございます。そういった中、今回の利用者負担の適正なあり方の値上げ分につきましては、認可外保育施設保護者助成を初めとした保育行政全般、待機児童解消策を初めとした保育行政全般に充てていきたいといった考えを事務局としては持っているところです。

そういった中、では、それは何をやっていくのかというのは、あくまでも、やはり、そこについては保育行政全般の中で、事務局であります私ども子育て支援課また子ども家庭部の中で検討させていただく中で、例えば、新規の認可保育所であるとか、新規の小規模保育事業所、こういったことを実際に、例えば 28 年 4 月なり、29 年 4 月から開設するよという話になれば、利用定員の設定の中で、また皆様方にご意見いただくこともあろうかなと思うんですけど、では具体的な話をすれば、保育料の値上げをもって、こういった事業をやっていくべきではないか。やっていったほうがいいんではないかといったことを、この子ども・子育て会議でご検討いただく考えは、今のところ、事務局としては持ってないというのが現状でございます。

会長

よろしいでしょうか。

委員

やはり前回、こういったいろいろな事業計画を、またこの2年間でどのくらい達成できたかとか、そういうところは見ていく場にもなっているわけですね、今後の2年間で。そういった意味では、やはり、それがどういった状況でできるのかできないのか。やっぱり、新しいことをやろうとするからにはお金も要りますよね、予算とか。前のとき、事業計画のときには、この予算の部分はそんなに触れないで話がきたんじゃないかと、僕の中であるわけですよ。と思って、また子育てをしている世帯にしてみると、ここで保育料だとか学童保育利用料とかは、自分たちの中ではとても大きな問題ですから、家計とかいろいろ考えますと。

そういった部分で、単に値上げをしたとか、お金が高い安いだけではなく、そうい

った部分が、どういうふうに、そこで予算の中で反映されて還元されているのか。そういった部分、ちゃんと両方絡めてやっていかないと、これがただ計画だけの報告ではなくて、こういったふうに自分たちの利用料とか市の予算が使われているんだということも知らせていかないと、ましてみんなのものになっていかないんじゃないかなというのがこちらの思いなんです。

ですから、そういったところを、例えば「今から変えてください」とかそういうことじゃないんです。そういった部分の報告とかもあるべきじゃないか。それが前回の2年間と、この保育料を決めるに当たった経過の中での、僕は反省点じゃないかなと思っていますので、今ここで「では、わかりました」とか、そういうことは求めませんけれども、ぜひそういった部分は、事務局のほうとしても検討していただきたいなというのがあります。

もう一つ申し上げると、東久留米市ではこの2年間、また継続して行っていますが、 それに合わせて、国と都のほうの子ども・子育て会議がまたどんなふうに動いている のか。それと連携して、東久留米市もどういうふうに連携して動いていくのか。そう いった部分も、また、次回で構いませんので、そういった流れなんかも、ちょっと教 えていただくと皆さんも考えてくるんじゃないかと思います。

会長

よろしいでしょうか。○○委員。

委員

話がちょっと変わる部分と同じ部分で、本当に東京都の子育て会議の動きとか、国の子育て会議の動きというのは、実は私立幼稚園の東京都の団体のほうも、もうどちらも終わってしまったという感じで、ほぼ情報が入ってこない。唯一入ってくるのは、認定こども園としてどうしてもさらされる部門だけということになっているので、ちょっと私は、もう国のほうでは制度が始まって、津々浦々、各市区町村で決めたから、これをみんなに広めてもっと推進していきたい。広めるためには、どういうことを皆さんにお知らせしたほうがいいかという、そういう研修会に出たときに、たまたま東京都の子育て会議の方がお向かいにいましたが、本当に下で話している話をご存じない。

例えば、先ほど来出ている保育所の保育料というのは、国は、所得の高い方の金額しか私の頭には残っていませんが 10 万 1,000 円。10 万 1,000 円でやっていると思っているんですね、東京都の子育て委員の方は。ですから、いや実情は違うという話も、あちらもご存じなかったりするから、本当に国と都の子育て会議の状況をお伝えいただきたいというのと、この会議がどうしても保育所、学童、幼稚園、そういうふうなどこかに所属している人たちの意見は非常に吸い上げられやすい。当然、代表が出ていますので。

ところが、0から2歳のお子さんの中で、7割はどこにも所属していない。でも、子ども・子育て支援新制度というのは、すべての就学前の子どもに恩恵がいくはずなので、前回の2年間というのは、制度設計をしなきゃいけない、事業計画はつくらな

きゃならない。いろんな部分で、本当に追いかけて一生懸命やったと思うんですが、今回、せっかく3月まで毎月やってくださるんであれば、前回やり残した部分として、家庭にいる0から2歳のお子さん、もちろん、いろいろ健診とかされているけど、それとはまた、それは以前からやっているはずなので、そうではない、ちゃんと0から2歳の家庭で育てているお子さんについても、いろんな意味で子育て支援ができるように、そういう話し合いの場も欲しいかなと思っています。そういうお子さんが幼稚園に入るということになりますので、なかなか厳しい状況で、子育ても厳しくなっているのが十分聞こえてくるだけに、私なんかの幼稚園の団体がそれを伝えないといけないかなと思いますので、話し合いの場を必ずつくっていただきたい。国や都の動向も、0から2歳のどこにも所属していないお子さんに対する子育て支援、そちらをぜひともよろしくお願いします。

会長

よろしいでしょうか。今後のいろんなこの委員会との状況把握と申しましょうか。

• 事務局

先ほど、○○委員からもありました。今、○○委員からもございました、国や東京都の動きということであれば、私ども、そういった情報を収集する必要がございますので、そういったことで、またこの会議においても可能な範囲で御報告等はさせていただきたいと思います。

また、○○委員おっしゃった 0 歳から 2 歳の話し合いの場というのは、具体的なところが、ちょっとさまざまな範囲があるかと思いますけれども、例えば、子ども・子育て支援事業計画で言いますと、その対象となられているのが、乳児家庭全戸訪問という地域子育て支援事業とか、後は、地域子育て支援拠点事業、こういったものが、まずは 0 歳から 2 歳の方の居場所や、そういった方の保護者も含めた形での事業ということには位置づけられると思うんですが、その辺はまた、これからいろいろと相談させていただきながら、できる形で対応させていただきたいと考えております。

あと、先ほどちょっと子育て支援事業計画を今、皆さんお持ちですので、そちらの 5ページをごらんいただきたいんですけれども、こちらに子ども・子育て支援新制度 の概要ということで、この子ども・子育て支援事業計画にかかわる範囲ということで、制度の説明がされる中、その5ページの一番下です。①としまして、子どものための 幼児期の教育・保育給付ということで、3種類に分かれております。施設型給付ということで幼稚園、保育所、認定こども園、それから、地域型保育給付ということで、今回、この新制度におきまして整理されました4つの地域型保育事業、いわゆる家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育というのがございます。これが子ども幼児期の教育・保育ということですが、その下にある児童手当というのが子ども・子育て支援法で整理された中では、これが、どちらにも通っていないような方も含めた、全体的な制度の中での給付という扱いに整理されているところは、ひとつ、ご説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

会長

そろそろこの第7の子ども・子育て会議についての議論はよろしいでしょうか。きょう出された意見については、今後の、新制度が固まった段階での国のまた新しい動きですとか、それから今出た2歳児未満というか、その問題については、例えば13事業の問題、そういったことは、これからの中でいろいろと市のほうからも、事務局のほうからも、状況について報告を受けながら議論に載せていくということでよろしいですか。よろしいですね。

8 特定教育・保育施設の利用定員について

会長

では、次の第8の「特定教育・保育施設の利用定員について」、これについてよろしいですか。お願いします。

• 事務局

では、次第8について、私よりご説明させていただきます。先ほど市長より諮問いただきました内容について補足させていただきます。委員の皆様は諮問書の写しをご用意ください。

本諮問は、子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同第43条第1項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定についての内容でございます。また、同31条第2項及び同第43条第3項に、市町村長は当該施設事業の利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関に意見を聞かなければならない旨が定められておりまして、この規定や東久留米市子ども・子育て会議条例に基づいた諮問となっております。昨年の10月28日に本内容と同様の諮問がございましたけれども、委員の改選に合わせまして、今回、改めて諮問されたものでございます。

諮問事項の1、そして2それぞれにつきましては、本日、意見の聴取はございませんが、当該施設事業の設置者から申請があった場合に、現委員の2年の任期期間中、本日のこの諮問に基づき、適宜皆様の意見を伺うことになります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

会長

今の件について、ご質問等ございますでしょうか。いかがですか。はいどうぞ。○ ○委員、お願いします。

委員

もう一度お聞きしたいんだけども、今の諮問で出されたこの内容というのは、今後、 例えば新しく開設する施設が申請してきて、今度、定員についてこの定員でやりたい と思います。それがここの場で皆さんの意見を聞いて、それで論議して決めるという、 そういうやりとりの内容というふうにとらえていいんでしょうか。

• 事務局

これは、前期の任期の間にも2度ほど皆さんにご諮問をさせていただいた中で答申をいただいているところですが、施設から申請があったことが始まりでありまして、利用定員をそのとき、施設のほうは申請をすることになっています。その中で、そのときもお話しさせていただいたかと思いますけれども、直接的にそれがだめだとか、そういうような内容というのは、なかなか会議のほうで、また事務局のほうでお話をできる内容ではないと思うんですが、この事業計画にございます定員の提供体制の確保、いわゆる5年間、目標値が設定されておりますけれども、それとの兼ね合いといったところのご意見を頂戴するという趣旨でございますので、その点は、以前ご説明させていただいたとおりでございますので、変更はございません。

委員

非常にわかりやすく説明をさせていただければ、この施設型給付については、保育園はすべて、今回の新制度において施設型給付に移っています。利用定員について、当然今後、事業者からの申請というのは、幼稚園とそれから認証保育所、そこら辺、後は家庭的保育施設の方の中でも小規模保育に移りたいという、そういう意向を子育て支援課のほうに出した場合に、そこで出た人数について、利用定員をここで諮るということで、もうちょっとわかりやすく言いますと、私立幼稚園というのは、それぞれ東京都において認可定員をいただいていますが、利用定員というのは、その認可定員の範囲の中で、現状に合わせた人数設定の規定ということなので、保育園については、例えば、待機児童が多いから、施設を充実して定員を上げるとか、そういう申請が各保育の事業体のほうから出たら、当然、利用定員の審議というんですかね、最終的には、ここで皆さんに諮る内容なんですよね、法律上は。

事務局

先ほど、事務局のほうからも説明させていただきましたけど、まず、市としては、ニーズ調査等を実施して、この子ども・子育て支援事業計画を立てたんですけど、これはニーズ調査をもととした量の見込みと待機児童解消するべく確保方策を、数値目標を示した計画になっています。ですので、あの時点で待機児童解消をするにはこれだけの確保方策が必要だというのを、数値的な目標を示したのがこの計画なんですね。その数値の範囲内において、例えばですけど、先ほど〇〇委員からもおっしゃられたとおり、「幼稚園が新制度に移行しますよ」でありますとか、「小規模保育所を新しくやりますよ」でありますとか、「認可保育所を新しくやりますよ」というところからの申請が上がってきたときに、この数値を超えない範囲でご議論いただくという形を、この子ども・子育て会議の中で役割として持っていただきたいといったのが、さっきの諮問書の内容なんですね。

ただ一方で、例えば、「新規認可保育所で、例えば0歳児の定員を6名にしました」

「いやいやここは9名にすべきじゃないか」とか、そういった話をここでご議論いただくのではなくて、0歳から2歳児の定員が30名、3歳以上児が例えば60名の、定員規模90名の認可保育所が、申請が上がってきたときに、うちの供給策として、東久留米市の供給策として0から2のところで、まだ300名つくらなきゃいけないよ。3歳から就学前までで500名つくらなきゃいけないよというのは、その新規の認可保育所を整備したとしても、供給策の目標数値を超えるわけではないので、そこはお認めいただくような形のご議論をいただくことを事務局としては想定おります。

ですので、個々の例えば小規模保育事業所の0歳児、待機児童が多いから、例えば0歳児5名設定を、0歳児の待機児童が多いのでここ10名にしてもらえるとか、そういった話をここの場でご議論いただく予定はないです。あくまでも、この数値目標の範囲内の申請なのかどうなのかをご議論いただくと、ご意見いただくといったことを今現在、子ども・子育て会議の役割として、事務局としては考えているといったことでご理解賜れればありがたいのかなと思います。

会長

○○委員、お願いします。

委員

ただ、この28ページの先ほど来の特定教育・保育施設の1号と2号の教育の利用希望が強い、このような形の、最初に出した数字が現状に合わせて変更になるということは十分ありというふうに、例えば、ニーズよりも供給量が多い形であっても、それを認めないということはないというふうに、私は国から説明を受けております。認定こども園等々についても。ですから、この範囲内というのは大きな間違いで、この子ども・子育て会議のほうで、各市に合わせて供給量のほうが上がったとしても、それは認めちゃいけないということはないはずですが、よろしいでしょうか。

• 事務局

今のお話、なかなか複雑な部分がありまして、まず、東京都のほうで、施設に関しては認可という仕事がございます。一方、市町村においては確認という形で、この利用定員のことに関して、まず一つ、仕事として東京都と分割されているところでございます。

今、○○委員もおっしゃられました認可することができるとか、そういったお話に関しましては、認定こども園の関係のところに特化した内容かと思いますので、そのほかの部分については、また別の規定もありますこととか、特定地域型保育事業というところで、先ほど私が事業計画に基づいてご説明させていただいた家庭的保育事業とか小規模保育事業につきましては、市町村が認可するような仕組みがこの新制度でとられておりますので、そういった区分もございます。

説明としては以上でございます。

会長

どうでしょうか。この諮問の2行の文章ですか。1と2のですね。これ、前からかかわっている方は、それなりにこのペーパーをつくる作業にも参加をしますのでわかりやすいと思いますけれども、新しい方が、これとの関係で、いわゆる利用定員の設定というかね。何を具体的にこれがこうで、いつまで議論するのか。そういうあたりの具体的な説明をされたほうが、ちょっとわかりやすいかと思いますが、どうでしょうか。

• 事務局

先ほどもご説明させていただきましたが、今回、任期の2年間の間にそういった申請があった際に、スムーズにこちらで審議いただけるように、最初の会議で諮問をさせていただいたところです。これは前回から引き続きそういう形でやらせていただいていますが、そういった具体的な内容につきまして、もしよろしければ、案件が出たときには当然、ご説明の必要性が出てきますので、ちょっと今後の議題の関係もありまして、恐縮なんですが、そのときご説明をさせていただきたいということでよろしいでしょうか。

• 会長

よろしいですか。そうしますと、次第の8の質問、意見についてはまだありますか。 はいどうぞ。

委員

ただ、昨年度は新制度開始に当たって国のほうから、いつまで幼稚園が施設型給付に移行するかとか、そういう期限があったはずなんですね。今回は6月に既に、決して拘束はしないけれどもという調査があって、今後の予定からすると、いつも幼稚園で非常に困る部分があって、東京都の場合は10月15日願書交付、11月1日願書受け付けで入園が決まる。そこから、保育園のほうは12月に皆さんにそういうのをお配りになって、2カ月ぐらいずれていますよね。ですから、いろいろもし、調査のようなことがあるとすれば、願書というか入園案内を、入園要項を出す前に、ある程度ここで諮ってという形にならないと、去年のまえさわ幼稚園さんのように、何も決まっていない段階で入園要項も出さなきゃならなくということが、毎年起こってしまうので、そこのところはご理解をいただきたいかなと思いますが。

会長

では、お願いします。

• 事務局

東久留米こども園の定員設定の話のときもちょっと触れさせていただいたんですけど、27年4月の制度施行に当たりまして、去年の今時期、もうちょっと前の時期になるかな。公定価格なども初めて示される中で、なかなか、どういった形の施設でやっ

ていこうかというのは、各事業所さんが悩まれていたかなといった記憶がございます。 そういった中で、最終的には、先ほどご説明したとおり、年度末ぎりぎりになって利 用定員が確定したと。

ただ一方で、〇〇委員言われるとおり、幼稚園については、10月の初めから説明会か、15日ですかね、始まる中で、当然、施設の種別としてこういった形でやっていくといったことをご利用者様に説明していく説明責任もありますし、その前段階できちんと利用定員が確定するような形のスケジュール間をもって、私どもも事業所さんとやりとりをしていきますし、また、この子ども・子育て会議にもかけていきたいと考えているところです。

会長

よろしいでしょうか。

委員

現在は9月15日ですから、次回が例えば10月20日にということになると、その利 用定員についての。

• 事務局

すみません。言葉足らずで。現時点をもってして 28 年 4 月から、幼稚園の部分に関しては新制度に乗る幼稚園であるとか、認定こども園化を 28 年 4 月からやっていきたいといったご意向がある幼稚園、事業所さんは私どもはまだ把握していない状況なので、そこの部分については、28 年 4 月に向けての利用定員の設定というのは、幼稚園関係ではないのかなと把握しているところです。

会長

よろしいですか、次第8について。では、次第8について、きょうの議論はそういうことで、一応ここで終了させていただきます。

9 東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)進捗状況報告

会長

それでは、次第の9「東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)進捗状況報告」 これについての説明をお願いしたいと思います。

事務局

では、次第9について、私より内容のご説明をさせていただきます。お手元に資料 4をご用意ください。

平成27年4月より、子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援新制度が始まりましたが、その一環として、先ほど触れました子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。こちらの黄色い冊子です。平成26年度までは、これからご説明いた

します東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)に基づき、さまざまな子育でに関する事業を推進してまいりました。

東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)は、市の子育てに関する事業を施策ごとに分類し、その目標や方向性を示したもので、次世代育成支援に関する施策を総合的に推進するため、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、平成17年度からの5年間を前期行動計画としまして、前期計画に関する必要な見直しを経て、平成22年3月に策定された計画でございます。

そして、毎年度、各事業の進捗状況の評価・確認のため、事業所管課に報告を求めております。今年度については平成26年度までの進捗状況を7月末までに取りまとめ、8月より市ホームページにて公表しているところです。

これまでの会議におきまして、子ども・子育て支援事業計画のご審議の際に、その時点での次世代育成支援行動計画にかかわる資料や子ども・子育て支援事業計画との関係についてお示しし、ご意見をいただいてまいりましたが、今回につきましては、次世代育成支援行動計画(後期)の平成26年度までの進捗状況及びその評価の御報告をさせていただきたいと思います。

資料4は、既に市ホームページにて公表されております平成26年度までの進捗状況に各事業所管課のコメント欄を追加したものでございます。中をごらんになりますと、事業名、事業の内容、平成26年度までの目標及び進捗状況、所管課による評価などが記載されております。各事業所管課といたしましては、所管する各事業につきまして、概ね、計画に即して適正に事業が実施されたと評価しており、この計画を担当する子育て支援課としても、全102事業につきまして、各所管課の評価と相違ないと考えているところでございます。

また、平成 22 年度当初に設定した事業の内容及び目標として、26 年度までの数値 目標が設定されている事業について抜粋したものをページの最後に参考として添付し てございます。こちらの数値目標につきましても、概ね、目標は達成しているものと 評価しております。

なお、東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)も、前期計画と同様に5カ年計画で、平成26年度末をもって計画期間が満了しております。そのため、今後は同計画から一部の事業を引き継ぐ子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、点検・評価をしていくことを予定しております。また、その際に皆様からご意見をいただく予定ですが、現時点においては、その前段として参考に、東久留米市次世代育成支援行動計画についてご報告いたしました。

今回、特にご意見をいただくというものではございませんけれども、ご質問等ございましたらお伺いさせていただきたいと思います。

以上でございます。

会長

ただいまのご説明に何かご意見、ご質問ございますか。はいどうぞ。

委員

これは今後、この会議でいろいろ引き継いでいくということになるとすると、先ほどから〇〇委員がお話しされているように、財源の出どころとか、そこら辺のことについての記載が、この表からは一切なく、例えば、5ページの32番の幼稚園の預かり保育ということについて、その上の31番の一時預かりというのは、東久留米市で運営の責任をとっている保育園の一時預かりについては、東久留米市のほうから財政支援をして一時預かり事業をされていると思うんですが、例えば、32番の幼稚園の預かり保育については、東久留米市からの財政援助は一切なく、これについては、東京都の預かり保育事業というものと、後は、事業所の自助努力と保護者の保育料で行っているので、そこら辺が今後は予算絡みになってくるはずなので、引き継ぐ場合には市税を投入しているものとか、細かい数字までは出さなくて結構ですが、そこら辺はわかるようにしていかないと、例えば、幼稚園の預かり保育が今後の幼保一体化に向けて事業を継続して、例えば、市のほうで何らかの形で待機解消にも寄与しているということであれば、市のほうで何らかの動きがあるとか、そこら辺がわかっていくような表に今後はしていただきたいと思います。

会長

よろしいですか。それでは事務局のほうからご説明をお願いします。

• 事務局

まず1点整理させていただきたいのは、今、〇〇委員もご理解いただいているかと思いますが、この次世代育成支援行動計画は、あくまで次世代対策推進法に基づく計画でございますので、記載内容は子ども・子育て支援事業計画とは違います。ただ、内容について一部引き継ぎという整理をこれまでの会議でもご説明をさせていただいたとおりでございます。

そういった中、この子ども・子育て支援事業計画を策定する過程におきまして、ご説明もさせていただいたかと思いますけれども、この計画はニーズ調査に基づく、いわゆる量の見込みと、それに対応する提供体制の、そういった数の目標を定めるというのが主な項目でございまして、〇〇委員がおっしゃっているような事業にかかわる部分の予算、どういったところの予算で行われているかといったものを、この計画そのものに記載するということは、考えていないところなんですが、ただ、説明を必要とするこれからの議論の中で、求めに応じ、可能な限り、そういった資料はお出しさせていただく機会があるとは考えております。

委員

この一時預かりの保育園のことについては、延べ利用児童数みたいな具体的な数がしっかり出ているんですが、私立幼稚園においての預かり保育も、昨年10月には、各園から預かり保育の具体的な人数、こちらは1年間、名簿・資料を東京都に出しますから、どちらも幼稚園も数はしっかり把握できていて、そちらのほうが、残念ながらこの表に一切反映されていないので、同じように、やっぱり今後は、ぜひとも調査に

は協力しているはずですので、反映していただければと思います。

• 事務局

ただいまのところにつきましては、今後、先ほども触れさせていただきましたけど も、この会議でも、子ども・子育て支援事業計画の評価・点検ということのご意見も いただく機会がございます。

そういった中で、ニーズ調査をする際におきましても、幼稚園からご協力いただきながら、数の把握をさせていただいたところでございますが、今のご指摘いただいた次世代育成支援行動計画の進捗状況の部分の表記につきましては、これまでの過去5年間の記載方法が継承されておりますので、この次世代育成支援行動計画としての進捗状況としての資料が、今後、会議に出るということではございません。そこのところをご説明させていただきました。

会長

いかがですか。よろしいですか。

委員

詳しい数字があるところと、全然大ざっぱなところが、同じ26年度までの進捗状況なので。随分違うんだなあと。

会長

よろしいですか。

• 事務局

次世代支援行動計画なので、すみません。平成26年度までの進捗状況といった中で、事の成り立ちが、もともと保育園のほうでやってきた一時預かりと、幼稚園の預かり保育といったところが、新制度においては統合化されまして、同じような待機児童解消策の一環としてやっていただく形になったんですけど、この次世代育成支援行動計画を策定した平成22年度におきましては別事業、また別所管といったところで管理している中で、31番、32番見ていただくとわかるとおり、31番については22年度の段階で目標値、預かり事業実施保育園数を21年度4園から26年7園に上げていくよと。一方、幼稚園の預かり保育については、8園実施していただいてますよといった中で、一方では数値目標を示し、一方では抽象的な事業計画にはなっていたんですけど、今後におきましては、〇〇委員もおっしゃられるとおり、子ども・子育て支援新制度の中におきまして、預かり保育というのは一般型と幼稚園型に分けられた。また、私学助成については、今現在については、継続して制度は残ってますけど、そういった中での整理になってますので、こちらの預かり保育一般につきましては、同じような数値で、実績が把握できるような形で私どもも整理してまいりたいと考えているところでございます。

会長

ほかにございますか。

10 その他

会長

では、ないようですので、次の次第は「その他」ですか。では、その説明をお願いいたします。

• 事務局

その他に移らせていただきます。

先ほど、ここでご説明させていただこうかと思ったこと、2点ほどお話しさせていただいたので、私のほうから1点です。次回の審議内容と開催日程等に関して、ご説明をさせていただきます。

まず、次回の審議内容でございますが、ちょっとお時間の関係もあるので、ポイントに絞ってなんですけども、現在、私どものほうで児童館というものを所管しているところでございまして、市立児童館につきましては、東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドラインという指針により管理運営等行っているところであります。また、児童館につきましては、これもちょっと端的なんですけれども、これまで、児童館の配置にかかわるそういった課題なんかもさまざまな検討を行ってきた経緯がございます。

一方、公共施設に関しましては、人口減少とか、それから少子高齢化の急速な進展、こういったものに伴いまして、国から地方公共団体に対しても、すべての公共施設の適正な管理の計画、こういったものの策定が要請されております。また、本市におきましても、利用需用等の変化を踏まえた公共施設のあり方について見直すことが求められている部分がございます。

このような状況の中、平成27年3月に、市長のほうから、施政方針というのがございまして、概ね、市政運営等に当たりまして、市長が重要であると考えることや予算に関して、そういったことを3月の時期に表明するものでございますが、この中で、児童館の関係の、「北部地域は公共施設のあり方の課題であるととらえており、北部地域の子育て支援機能については、まずは既存の施設を活用したソフト面などでの充実に努め、ハード面については施設機能の複合化など、公共施設マネジメントの、そういった流れを検討してまいりたい」というふうな表明をしたものがございます。こういった関係につきまして、ちょっとご審議を、ご意見をいただきたいということで考えておるところです。

その日程につきまして、事務局のほうで、会議室等の空き状況から、10 月 14 日の水曜日、または15 日の木曜日、こちらのいずれかにつきまして1日を予定させていただきたいと考えておるところです。

それと、あともう1点、本会議終了後、東久留米市の企画経営室企画調整課という 部署がございますが、こちらのほうから委員の皆様へ、地方版総合戦略策定の推進に かかわる依頼について説明がございますので、お忙しいところ、大変恐縮ではございますが、会議終了後、そのまま座席にてお待ちいただけるようにお願いしたいと思います。

以上です。

会長

ただいまのその他の説明について、何かご質問ございますか。日程を含めて。〇〇 委員、お願いします。

委員

まずちょっと確認というか、ちょっとお聞きしたいのが、今回の児童館に関することもこの子育で支援事業計画の中に入っていますけれども、入っていますよね。子育で支援事業計画の中に児童館のことも入ってますけれども、かつては社会福祉審議会とかそういうのがあって、それでまた、児童館に関しては、児童館のあり方検討会とか、そういった形で論議をして、いわゆるそこにかかわる人たちが、そこでまた専門の論議をしてきた流れがあったと思うんです、今までは。今回、制度が変わって、子ども・子育で支援法になって、これで子ども・子育て会議の東久留米のこういった会議ができる。今後は、例えば、今まで社会福祉審議会とか、例えば子育で支援部会だとか、いろんなそういうものが行われてきましたが、子育でに関することは社会福祉協議会ではなく、こういった場で今後は行われていくというふうにとらえていいんですか。

• 事務局

先ほど、次第の、私のほうから説明させていただいた子ども・子育て会議の中で、 条例につきましても見ていただいたかと思うんですけれども、この子ども・子育て会 議が設置されてから、いわゆる子育てに関連するものについては、子ども・子育て会 議のほうに意見を聞く、そういった機関として条例により設置された機関ということ でご理解いただきたいと思います。今後、社会福祉審議会のほうで、直接子育てに特 化したような内容をご審議いただくことはないと考えております。

会長

いかがですか。はい、○○委員。

委員

児童館となりますと、ちょっと、例えば保育園関係とか幼稚園関係とか、学童関係でも利用すると思うんですけれども、こういった部分のあり方に関すると、また、先ほど〇〇委員が言っていたみたいに、0歳とか2歳の中にも、7割の方が、例えば知らない方がいらっしゃるみたいな発言があったみたいに、児童館に関しても、例えば、利用している方、利用していない方、いろいろいらっしゃると思うんです。そういった方々の意見を、例えば聞く場だとか、ここにいる委員だけではなくて、そういった

部分も踏まえて、例えばここを論議するとか、そういった流れになってくるんですか。 それがなくて、例えばここにいる委員だけで話をしていく流れ。それはまた今度提 案があるんでしょうけれども、やはり、やるからにはそういった部分も丁寧にやって いただきたいなと思うんですけれども。

• 事務局

まずは、先ほどご説明させていただいたとおり、次回のこの会議の日程を調整いただく中で、当然、子ども・子育て会議に意見を聞くということまでは予定をしているところでございます。なお、実際のご審議の内容等につきましては、次回の審議までに、私どもも資料として整理する中で、ご議論いただけるような内容も含めて資料を整えていくということでございます。

会長

よろしいですか。

委員

今後のところですけれども、もう一度確認したいんですが、この7月までの会議のところでは、その当時、僕は保育園代表だったが、今回、学童の立場であるんですけれども、学童保育利用料の、いろんな改定の中で、ここではもちろん、延長保育をすることも意見として出させていただきました。それに関しては、市議会のほうでも市側の答弁とか意見としては、延長保育を希望する方々と話し合いとか調整をしているということだったんですけども、今回のこの子ども・子育て会議の中で、そういった部分は、前と同じで含まれないというふうにとらえてよろしいですか。

会長

では、お願いします。

事務局

学童保育の関係につきましては、これまでと特に変更はございませんので、そういった整理をさせていただいているところです。

委員

ただ、ちゃんと話し合いとかそういう部分は、しっかり責任を持って調整していた だくということで、認識していいですか。

うなずくだけだと議事録に載らないので、発言していただかないと。

• 事務局

はい、結構です。

委員

いいですか。きょう、いろんな話が出てきたと思うんですが、一つは例えば国の動きとか、ほかの市の動きとか、そういうタイムリーなものも行政のほうで教えてほしいという希望が出ましたよね。あとそれから、0歳児から2歳児とか、そういう子育て支援の領域、そういうのもどうなのかという話が出たり、いろいろ、きょう出てきたと思うんです。

最終的には、この2年間で何ができるかという明確なある程度のゴールと、それから、できることとできないこと、やるべきことは何なのかというのを、ある程度お示ししていただかないと、変にやっぱり期待したり、五月雨式になったり、蒸し返しが出てきたりして、突然、今みたいに児童館と言われたら、「どういうことなのか」というふうになってしまいますので。初めて参加した人は、きっとちんぷんかんぷんで、全然わかんないんだと思います。ですから、ある程度、大項目と小項目でスケジュールを立てていただいて、この2年間でこのぐらいはできるんだと。ここはこういうふうになっていますというふうな、ある程度のスケジュールを示していただかないと、何となくあっちいったりこっちいったりするんではないかなという、この2年間の経験を踏んでも、そういうふうに思うので、そこら辺は何かもう少し工夫していただけたらありがたいなというふうに思います。

会長

事務局、お願いします。

• 事務局

ただいま〇〇委員からいただきました意見、私どももスケジュールにつきましては、極力可能な範囲でお出しするようにはしたいと常々考えているところです。ただ、予算の関係等もあり、確定的なところがお出しできないタイミング等もございます。また、これまでの会議でもスケジュールというのが大体、前期におきましては、事業計画という終わりの期間が決まっておりましたので、そういった意味で、大項目としてのスケジュールは立てさせていただいたんですが、実際に、その小項目という形でのスケジュールにつきましては、一定のタイミングでそれがスケジュールとして組めるような状況になったときに、数カ月単位でお示しをさせていただいていた経緯もございます。こういったことも含めまして、可能な限り、スケジュールのほうはお示しできるようには努めてまいりたいと思います。

会長

よろしいでしょうか。それでは、次回については、もう少し事務局のほうも、スケジュールを含めて、いつまでにどういうことを議論するのかということで、そういうところを少し出していただければ、委員の方もそれまでに検討とか考えたりすることもできるというご意見かと思いますけれども、そういう点よろしいですか。もう少し明瞭にいうか、いつまで、市長から出された諮問についてはいつごろまで、そういう考え方ですね。

• 事務局

先ほどご説明させていただいたとおりということで、お願いしたいと思います。

会長

ではよろしいですか。それでは、次回開催の日程ですね。どうですか。先ほど一応 事務局のほうから 14、15 ということで提案されていますけれども、私なり副会長と事 務局と調整しながら、また皆さんにご意見を言っていただいて、この 14、15 どちらか ということを。

委員

15だと会議があって出られないので、14日にお願いしたいなと。

• 事務局

ただいまの〇〇委員のご意見も承りながら、また、先ほど会長がおっしゃったとおり、調整をさせていただきたいと存じます。

会長

よろしいですか。それでは、日程についてはそういうことで、こちらで調整をさせてくださいということです。一応、きょうの予定されているその他までの議事については終了したと思いますけど、よろしいでしょうか。

11 閉会

会長

それでは、閉会をさせていただきます。新しいメンバー、半数変わっての第1回目になりますので、きょうはそういうことで、いろいろ、なかなかわかりにくい点もあったかと思いますけれども、次回からはもう少し議題を整理しながら、皆さんが討論に、あるいは意見交換に参加できるような工夫も、会長としても事務局と調整しながら考えてまいりたいと思います。

本当にきょうは遅くまでありがとうございました。これで、終了いたします。

以上